

健水発第 1109002 号
平成 18 年 11 月 9 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について

水道施設の維持管理については、日頃から水道法第 5 条、水道法第 19 条及び「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」（昭和 44 年 6 月 24 日付環水第 9059 号 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省環境衛生局長通知）に基づく計画的な施設の検査の実施、及び技術的基準への適合について指導いただいているところであるが、本年 8 月 25 日に広島県において発生した水道用水供給事業者の送水施設（隧道）の破損事故により、広範囲かつ長期間の断水が発生したことに鑑み、平成 18 年 8 月 30 日付 各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者あて事務連絡により実施した「水道施設の維持管理状況調査」の結果、一部の事業者において改善が必要となる事項が見受けられた。

このため、平成 18 年 11 月 9 日付健水発第 1109001 号「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」により、厚生労働省健康局水道課長から各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、別添の内容について通知していることから、貴管下の水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知をお願いする。